吹田市公告第４２６号

吹田市南吹田下水処理場脱水ケーキ収集運搬業務及び中間処理業務（コンポスト化又はセメント化）に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告します。

令和７年７月１日

吹田市長　　後　藤　圭　二

記

制限付一般競争入札実施要領

１　業務名称　　吹田市南吹田下水処理場脱水ケーキ収集運搬業務及び中間処理業務（コンポスト化又はセメント化）

２　業務場所　　吹田市南吹田５丁目３５番１号

３　契約期間　　令和７年１０月１日～令和１０年９月３０日（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約）

４　業務概要　　下水汚泥（脱水ケーキ）の収集運搬及びコンポスト化又はセメント化による中間処理

５　予定数量　　４３，８００トン　（１年あたり１４，６００トン）
※数量はあくまで予定であり、増減する可能性があることに注意すること。

６　入札参加資格

（１）以下に掲げる要件を全て満足する者であること。ただし、業務を提携して収集運搬及び中間処理を行おうとする入札参加者は、全員がアからオまでの資格を有しているとともに、処分業者はカ、収集運搬業者はキの資格を有していること。

ア　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ　本市の競争入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載業者であり、参加希望業種が「産業廃棄物処理」であること。

ウ　公告の日から入札執行日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ　公告の日から入札執行日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要

領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

オ　会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更正計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の規定に基づき産業廃棄物（品目が汚泥に係るもの）の処分業務について必要な許可を受けた者であって、下記に示す要件を満たす者であること。

①　処分予定数量の下水汚泥（脱水ケーキ）を全量コンポスト化（※）又はセメント化すること。

②　平成２４年度以降に地方公共団体（公社含む）から下水汚泥（脱水ケーキ）のコンポスト化又はセメント化による中間処理業務を受託した実績があること。

（※）下水汚泥を発酵しやすくするため副資材（もみ殻、おがくず、牛糞等）を添加することで発酵を促進し、滅菌安定化させ袋詰を行い製品化すること。

キ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の規定に基づき産業廃棄物（品目が汚泥に係るもの）の収集運搬業務について必要な許可を受けた者であって、下記に示す要件を満たす者であること。

①　平成２４年度以降に地方公共団体（公社含む）から下水汚泥（脱水ケーキ）の収集運搬業務を受託した実績があること。

②　汚泥の飛散、脱離液の漏洩等がなく適正に運搬できる構造の産業廃棄物専用許可車両を使用し、全面シート掛け等の臭気飛散防止措置を講ずることができること。なお、使用する車両は下記に示す搬出施設の寸法に適合すること。

入口高：４．５ｍ

入口幅：２．８９ｍ

ケーキサイロ高：４．１３ｍ

（２）（１）ただし書きの規定により業務を提携して収集運搬及び中間処理を行おうとする入札参加者は、業務提携書を提出すること。なお、複数の業務提携に参加することはできない。また、単体と業務提携による方法により重複して入札に参加することはできない。

（３）脱水ケーキの排出場所から中間処理施設までの間を複数の区間に区切って収集運搬業務を実施する場合は、収集運搬業者の数は区間ごとに１者とする。

（４）仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

7　入札参加資格の確認

（１）本入札の参加希望者（業務提携による入札参加を希望する場合は、収集運搬業者及び処分業者）は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、（２）に示す書類（以下「申請書等」という。）を持参又は郵送し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

（２）入札参加資格確認申請に必要な書類

ア　入札参加資格確認申請書【様式１－１】～【様式１－４】

イ　産業廃棄物処分業許可証（品目：汚泥）の写し

ウ　産業廃棄物収集運搬業許可証（品目：汚泥）の写し

※当該業務を実施するにあたって必要なすべての都道府県等の許可証

エ　中間処理業務実績調書【様式２】

オ　収集運搬業務実績調書【様式３】

カ　エを証明する書類（契約書の写し又は契約先による証明を受けた中間処理業務契約履行証明書【様式４】）

キ　オを証明する書類（契約書の写し又は契約先による証明を受けた収集運搬業務契約履行証明書【様式５】）

ク　使用予定車両の写真（正面、側面、荷台シートがけ又は天蓋写真）

ケ　使用予定車両の車検証の写し

コ　誓約書【様式６】

サ　業務提携書（提携参加の場合）【様式７－１】～【様式７－３】

シ　中間処理の工程が確認できる資料（パンフレット等）

（３）申請書類の交付及び受付

申請書類は直接交付のほか、吹田市ホームページからダウンロードするものとし、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

ア　交付期間

令和７年７月１日（火）から令和７年７月１４日（月）まで（直接交付については土曜日・日曜日を除くの午前１０時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

イ　交付場所

吹田市泉町１丁目３番４０号

吹田市下水道部　経営室　（吹田市役所　高層棟６階）

ウ　受付期間

令和７年７月１４日（月）から令和７年７月２２日（火）までの

午前１０時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

エ　受付場所

イと同じ

オ　提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、経営室宛の書留郵便によるものとし、上記受付期間に必着することを条件とする。

カ　その他

①申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②提出された申請書等は、返却しない。

③提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用

しない。

④資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止の措置を受けることがある。

（４）提携参加による入札参加資格確認申請書を提出した者については、次の８から１１に示す通知、説明、交付、回答等は入札参加資格確認申請書において連絡先として指定した者に対して行うものとする。

８　入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、入札参加希望者（業務提携による入札参加を希望する場合は、収集運搬業者及び処分業者）に対し電子メールにより通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。（令和７年７月２９日（火）通知予定）

９　設計図書等の交付

設計図書等は、入札参加資格を有すると通知した者に対し電子メールにより交付する。

１０　質疑応答

（１）設計図書等に関し質疑がある場合は、電子メールにより質疑書を送付すること。

ア　受付期限　　令和７年８月１日（金）　午後５時

イ　質疑宛先　　メールアドレス　gesuisom@city.suita.osaka.jp

（２）入札参加資格を有すると認められた全ての者に対し、質疑の内容及びその回答を電子メールにより令和７年８月７日（木）午後５時までに通知する。質疑がなかった場合は、「質疑なし」として通知する。

１１　現場説明会

実施しない。

１２　入札の日時、場所

（１）入札日時　令和７年８月２０日（水）午後１時３０分（時間厳守）

（２）入札場所　吹田市泉町１丁目３番４０号

吹田市職員会館４階　大会議室

１３　入札方法

（１）郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

（２）入札書記載金額は収集運搬業務及び中間処理業務の１トンあたりの単価（税抜）の合計とし、積算内訳欄にそれぞれの内訳を記載する。

（３）業務提携による入札は、処分業者が入札書を提出するものとする。

（４）開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札心得書の７の規定により無効とされた入札を行った者は、再度入

札に参加することができない。

（５）再度入札は１回とする。

（６）再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

（７）その他については入札心得書による。

１４　入札保証金

吹田市財務規則第９８条の規定に基づき免除する。

１５　契約保証金

（１）契約単価に５の１年あたりの予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算して得た１年あたりの額の１００分の１０以上を契約と同時に納付する。

（２）履行保証保険契約の締結をもってこれに代えることができる。（吹田市財務規則第１１４条に基づき取り扱う。）

１６　落札者の決定

（１）開札の結果、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（２）最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

（３）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）書類審査その他により、故意に虚偽の申告等をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、落札の決定を取り消すとともに、吹田市指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。

（５）入札参加者が 2 者に満たない場合も入札は成立するものとする。

１７　入札の無効

（１）本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札。

（２）入札心得に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札。

（３）参加資格確認申請に必要な証拠書類を提出しない者がした入札。

（４）事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた等、参加資格を欠いた者がした入札。

（５）事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当した者がした入札。

１８　入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

１９　契約の締結

（１）落札者は、本市から交付された契約書を落札後速やかに記名押印のうえ本市に提出しなければならない。

（２）業務提携により入札した者が落札した場合は、本市と処分業者及び本市と収集運搬業者とがそれぞれ契約を締結する。

２０　その他

（１）搬出場所（南吹田下水処理場）への進入路については、各自調査すること。また、現地確認を希望する場合は、あらかじめ南吹田下水処理場（電話 06-6384-5855）に連絡すること。

（２）汚泥の搬入にあたり都道府県等の許可又は事前協議等を必要とする場合は、３の契約期間内であっても、必要な手続きが完了するまでは当該業務を行うことはできない。

（３）本契約は地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算に減額又は削除があった場合には、この契約を変更し、又は解除することがある。

２１　問い合わせ先

〒５６４－８５５０
吹田市泉町１丁目３番４０号
吹田市下水道部　経営室　（吹田市役所　高層棟６階）
電　話　０６－６３８４－２０１１（直通）
ＦＡＸ　０６－６３６８－９９０３